

令和2年生駒市議会（第10回）定例会議案

令和2年12月3日

生 駒 市

令和 2 年生駒市議会（第 10 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 86 号	令和 2 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）	1～31
議案第 87 号	令和 2 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）	32～34
議案第 88 号	令和 2 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 4 回）	35～39
議案第 89 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	40～41
議案第 90 号	生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	42～43
議案第 91 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44～45
議案第 92 号	財産の取得の変更について	46
議案第 93 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	47
議案第 94 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	48
議案第 95 号	生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	49
議案第 96 号	生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	50
議案第 97 号	RAKU-RAKUはうすの指定管理者の指定について	51
議案第 98 号	金鷲の杜倭苑の指定管理者の指定について	52
議案第 99 号	生駒市介護老人保健施設の指定管理者の指定について	53
議案第 100 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	54
議案第 101 号	生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について	55

令和 2 年度生駒市一般会計補正予算（第 10 回）

令和 2 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 10 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,055 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,341,493 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		16,944,088	△238,365	16,705,723
	1 市民税	8,954,898	△11,274	8,943,624
	2 固定資産税	6,149,565	△211,594	5,937,971
	6 都市計画税	1,302,237	△15,497	1,286,740
11 地方交付税		3,738,000	231,276	3,969,276
	1 地方交付税	3,738,000	231,276	3,969,276
15 国庫支出金		19,071,139	15,602	19,086,741
	1 国庫負担金	4,838,816	△26,435	4,812,381
	2 国庫補助金	14,207,638	42,037	14,249,675
16 県支出金		3,763,464	45,053	3,808,517
	1 県負担金	1,989,961	△7,557	1,982,404
	2 県補助金	1,532,940	52,610	1,585,550
18 寄附金		115,565	△5,964	109,601
	1 寄附金	115,565	△5,964	109,601
20 繰越金		1,128,195	△89,378	1,038,817
	1 繰越金	1,128,195	△89,378	1,038,817

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		840,151	1,331	841,482
	4 雑入	830,642	1,331	831,973
22 市債		1,799,700	137,500	1,937,200
	1 市債	1,799,700	137,500	1,937,200
歳入合計		52,244,438	97,055	52,341,493

歳出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		337,874	1,085	338,959
	1 議会費	337,874	1,085	338,959
2 総務費		4,852,199	10,807	4,863,006
	1 総務管理費	3,851,212	29,815	3,881,027
	2 徴税費	632,049	△18,550	613,499
	3 戸籍住民基本台帳費	247,463	390	247,853
	4 選挙費	32,674	1,074	33,748
	6 監査委員費	38,348	△1,922	36,426
3 民生費		28,434,497	△45,780	28,388,717
	1 社会福祉費	18,898,715	7,516	18,906,231

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	7,415,691	△40,576	7,375,115
	3 生活保護費	1,472,191	△12,720	1,459,471
4 衛生費		5,269,812	54,839	5,324,651
	1 保健衛生費	2,915,805	57,433	2,973,238
	2 清掃費	2,271,433	△2,594	2,268,839
5 産業経済費		619,148	11,822	630,970
	1 農業費	181,784	1,051	182,835
	2 商工費	437,364	10,771	448,135
6 土木費		3,142,265	△46,117	3,096,148
	1 土木管理費	280,248	△15,642	264,606
	2 道路橋梁及び河川費	767,144	△12,284	754,860
	3 都市計画費	958,894	△13,348	945,546
	4 住宅費	135,993	△4,843	131,150
7 消防費		1,477,761	△51,508	1,426,253
	1 消防費	1,477,761	△51,508	1,426,253
8 教育費		5,030,962	161,907	5,192,869
	1 教育総務費	329,778	19,032	348,810
	2 小学校費	716,898	△18,460	698,438

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	471,863	247,662	719,525
	4 幼稚園費	808,493	△48,491	760,002
	5 社会教育費	1,035,448	△22,236	1,013,212
	6 保健体育費	1,668,482	△15,600	1,652,882
歳	出	合	計	
		52,244,438	97,055	52,341,493

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	ごみ処理経費	5,428
教育費	中学校費	中学校施設整備事業	257,092

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
交通費等助成業務	令和2年度から 令和3年度まで	293,969
消防庁舎耐震補強及び設備等改修	令和2年度から 令和3年度まで	91,660
東京2020オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和3年度	2,524

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 施 設 整 備 事 業	171,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政 対策債	1,587,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,553,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 法人	603,889	△ 11,274	592,615	1 現年課税分	△ 11,274	均等割 法人税割	△ 1,394 △ 9,880
計	8,954,898	△ 11,274	8,943,624				

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 固定資産税	6,148,558	△ 211,594	5,936,964	1 現年課税分	△ 211,594	土地 家屋 償却資産	△ 58,287 △ 13,014 △ 140,293
計	6,149,565	△ 211,594	5,937,971				

(款) 1 市税

(項) 6 都市計画税

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 都市計画税	1,302,237	△ 15,497	1,286,740	1 現年課税分	△ 15,497	土地 家屋	△ 12,679 △ 2,818
計	1,302,237	△ 15,497	1,286,740				

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,738,000	231,276	3,969,276	1 地方交付税	231,276	普通交付税	
計	3,738,000	231,276	3,969,276				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	4,830,680	△ 20,435	4,810,245	2 児童福祉負担金	△ 3,374	保育所運営費負担金	
				3 児童手当負担金	△ 13,008		
				4 児童扶養手当負担金	△ 4,053		
2 教育費国庫負担金	8,136	△ 6,000	2,136	1 幼稚園費負担金	△ 6,000	子育てのための施設等利用給付交付金	
計	4,838,816	△ 26,435	4,812,381				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	12,625,785	△ 43,660	12,582,125	1 社会福祉補助金	4,140	介護保険事業費補助金	

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
				2 児童福祉費補助金	△ 47,800	保育対策総合支援事業費補助金 母子自立支援事業補助金	△ 42,666 △ 5,134
6 教育費国庫補助金	314,885	85,697	400,582	3 中学校費補助金	85,697	中学校トイレ改修事業補助金	
計	14,207,638	42,037	14,249,675				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	1,965,132	△ 4,557	1,960,575	2 児童福祉費負担金	△ 1,687	保育所運営費負担金 子育てのための施設等利用給付交付金	1,285 △ 2,972
				3 児童手当負担金	△ 2,870		
4 教育費県負担金	4,068	△ 3,000	1,068	1 幼稚園費負担金	△ 3,000	子育てのための施設等利用給付交付金	
計	1,989,961	△ 7,557	1,982,404				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	755,227	△ 16,699	738,528	1 社会福祉費補助金	△ 6,074	精神障害者医療費補助金	
				2 児童福祉費補助金	△ 10,625	子ども医療費補助金	

3 衛生費県補助金	663,106	69,309	732,415	1 保健衛生費補助金	69,309	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
計	1,532,940	52,610	1,585,550			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
5 教育費寄附金	12,135	△ 5,964	6,171	1 幼稚園費寄附金	△ 5,964	通園費寄附金	
計	115,565	△ 5,964	109,601				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,128,195	△ 89,378	1,038,817	1 繰越金	△ 89,378	前年度繰越金	
計	1,128,195	△ 89,378	1,038,817				

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	829,421	1,331	830,752	4 雑入	1,331	幼稚園児給食費 青少年野外活動参加負担金 自治総合センターコミュニケーション助成金	△ 1,309 △ 960 3,600
計	830,642	1,331	831,973				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 臨時財政対策債	1,587,000	△ 33,800	1,553,200	1 臨時財政対策債	△ 33,800		
7 教育債	0	171,300	171,300	2 中学校債	171,300	中学校トイレ改修事業債	
計	1,799,700	137,500	1,937,200				

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					地方債	その他			
1 議会費	337,874	1,085	338,959			1,085	3 職員手当等 4 共済費	900 185	人事異動等による 人事異動等による
計	337,874	1,085	338,959			1,085			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					地方債	その他			
1 一般管理費	1,818,129	43,900	1,862,029			43,900	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	20,000 20,200 3,700	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
5 財産管理費	1,367,621	△ 2,265	1,365,356			△2,265	24 積立金	△ 2,265	職員退職給与基金
8 市民活動費	108,420	643	109,063		3,600 (諸) 3,600	△2,957	18 負担金補助及び交付金	643	コミュニティ助成事業補助金 3,600 市民活動団体支援補助金 △ 2,957
9 人権施策費	75,903	△ 12,463	63,440			△12,463	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 5,800 △ 4,248 △ 2,415	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方債	その他			
計	3,851,212	29,815	3,881,027		3,600	26,215			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方債	その他			
1 税務総務費	418,775	△ 18,550	400,225			△ 18,550	2 給料	△ 11,000	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 6,960	人事異動等による
							4 共済費	△ 590	人事異動等による
計	632,049	△ 18,550	613,499			△ 18,550			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	246,208	390	246,598			390	2 給料	2,000	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 1,580	人事異動等による
							4 共済費	△ 30	人事異動等による
計	247,463	390	247,853			390			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	地 方 債	其 他			
1 選挙管理委員会費	32,674	1,074	33,748			1,074	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	900 484 △ 310	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
計	32,674	1,074	33,748			1,074			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	地 方 債	其 他			
1 監査委員費	38,348	△ 1,922	36,426			△ 1,922	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 700 △ 612 △ 610	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
計	38,348	△ 1,922	36,426			△ 1,922			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	地 方 債	其 他			
1 社会福祉総務費	328,046	6,963	335,009			6,963	2 給料 3 職員手当等	3,000 4,030	人事異動等による 人事異動等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				国原支出金	特 定 財 源	其 他 財 源			
2 国民年金費	29,200	△ 1,294	27,906				4 共済費	△ 67	人事異動等による
						△ 1,294	2 給料	△ 800	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 88	人事異動等による
							4 共済費	△ 406	人事異動等による
3 障がい者福祉費	2,823,928	△ 12,148	2,811,780	△ 6,074 (県補)		△ 6,074	19 扶助費	△ 12,148	精神障害者医療費
5 後期高齢者医療費	1,511,674	440	1,512,114			440	27 繰出金	440	
6 介護保険費	1,566,977	8,280	1,575,257	4,140 (国補)		4,140	12 委託料	8,280	介護保険システム改修委託料
7 人権文化センター運営費	39,192	5,275	44,467			5,275	2 給料	1,300	人事異動等による
							3 職員手当等	2,488	人事異動等による
							4 共済費	1,487	人事異動等による
計	18,898,715	7,516	18,906,231	△ 1,934		9,450			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				国原支出金	特 定 財 源	其 他 財 源			
1 児童福祉総務費	3,230,643	△ 21,944	3,208,699	△ 72,141 (国負)		50,197	2 給料	4,800	人事異動等による
							3 職員手当等	1,988	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
							4 共済費	人事異動等による △ 1,730	
計	1,472,191	△ 12,720	1,459,471			△12,720			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
1 保健衛生総務費	1,865,291	65,390	1,930,681	69,309 (県補)		△3,919	2 給料	人事異動等による △ 2,400	
				69,309			3 職員手当等	人事異動等による 356	
							4 共済費	人事異動等による △ 1,875	
							18 負担金補助及び交付金	新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金 69,309	
5 環境保全対策費	112,482	△ 7,957	104,525			△7,957	12 委託料	環境保全対策業務等委託料 △ 7,957	
計	2,915,805	57,433	2,973,238	69,309		△11,876			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
1 清掃総務費	126,006	△ 3,708	122,298			△3,708	2 給料	人事異動等による △ 1,300	
							3 職員手当等	人事異動等による △ 1,678	
							4 共済費	人事異動等による △ 730	

3 ごみ処理施設費	852,303	1,114	853,417				1,114	2 給料	600	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 14	人事異動等による
								4 共済費	528	人事異動等による
計	2,271,433	△ 2,594	2,268,839				△ 2,594			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債	内 訳					
					国 庫 支 出 金	一 般 財 源				其 他
1 農業委員会費	36,196	454	36,650				454	3 職員手当等	460	人事異動等による
								4 共済費	△ 6	人事異動等による
2 農業総務費	64,287	597	64,884				597	2 給料	200	人事異動等による
								3 職員手当等	412	人事異動等による
								4 共済費	△ 15	人事異動等による
計	181,784	1,051	182,835				1,051			

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債	内 訳					
					国 庫 支 出 金	一 般 財 源				其 他
1 商工総務費	57,436	10,771	68,207				10,771	2 給料	4,500	人事異動等による
								3 職員手当等	4,640	人事異動等による
								4 共済費	1,631	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
計	437,364	10,771	448,135			10,771			

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
1 土木総務費	143,189	△ 7,158	136,031			△7,158	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
							4 共済費	人事異動等による	
2 建築指導費	137,059	△ 8,484	128,575			△8,484	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
							4 共済費	人事異動等による	
計	280,248	△ 15,642	264,606			△15,642			

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他			
1 道路橋梁総務費	155,967	△ 8,534	147,433			△8,534	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
							4 共済費	人事異動等による	

3 道路橋梁新設改良費	193,534	△ 3,750	189,784					△ 3,750	2 給料	△ 2,200	人事異動等による
									3 職員手当等	△ 622	人事異動等による
									4 共済費	△ 928	人事異動等による
計	767,144	△ 12,284	754,860					△ 12,284			

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特種	地方債	その他				
										国庫支出金
1 都市計画総務費	168,698	3,105	171,803			3,105	3 職員手当等	3,500	人事異動等による	
							4 共済費	△ 395	人事異動等による	
2 公園整備費	732,855	△ 16,453	716,402			△ 16,453	2 給料	△ 6,800	人事異動等による	
							3 職員手当等	△ 6,208	人事異動等による	
							4 共済費	△ 3,445	人事異動等による	
計	958,894	△ 13,348	945,546			△ 13,348				

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特種	地方債	その他			
1 住宅事業費	135,993	△ 4,843	131,150			△ 4,843	2 給料	△ 1,500	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 1,810	人事異動等による
							4 共済費	△ 1,533	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源			
計	135,993	△ 4,843	131,150			△4,843			

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源			
1 常備消防費	1,309,235	△ 48,683	1,260,552			△48,683	2 給料	△ 13,500 人事異動等による	
							3 職員手当等	△ 22,410 人事異動等による	
							4 共済費	△ 10,390 人事異動等による	
							8 旅費	△ 247 普通旅費	
							11 役務費	△ 30 手数料	
							18 負担金補助及び交付金	△ 2,106 救急救命士養成研修参加負担金	
2 非常備消防費	49,170	△ 2,825	46,345			△2,825	8 旅費	△ 2,607 費用弁償	
							10 需用費	△ 61 食糧費	
							13 使用料及び賃借料	△ 157 自動車借上料	
計	1,477,761	△ 51,508	1,426,253			△51,508			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別 国県支出金	地方債	その他			
1 教育委員会費	309,005	19,032	328,037			19,032	2 給料	8,200	人事異動等による
							3 職員手当等	7,892	人事異動等による
							4 共済費	2,940	人事異動等による
計	329,778	19,032	348,810			19,032			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別 国県支出金	地方債	その他			
1 学校管理費	596,615	△ 18,460	578,155			△18,460	10 需用費	△ 18,460	消耗品費
計	716,898	△ 18,460	698,438			△18,460			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別 国県支出金	地方債	その他			
1 学校管理費	343,806	△ 9,430	334,376			△9,430	10 需用費	△ 9,430	消耗品費
3 中学校施設整備費	58,396	257,092	315,488	85,697 (国補)	171,300	95	14 工事請負費	257,092	学校施設整備工事
計	471,863	247,662	719,525	85,697	171,300	△9,335			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 幼稚園費	808,193	△ 48,491	759,702	△9,000 (国負) △6,000 (県負) △ 3,000	△6,716 (寄) △ 5,984 (諸) △ 752	△32,775	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	△ 16,000 △ 12,300 △ 6,942 △ 1,249 △ 12,000	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による 給食業務委託料 私立幼稚園預かり保育等利用料負担金
計	808,493	△ 48,491	760,002		△6,716	△32,775			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 社会教育総務費	136,246	△ 4,799	131,447			△4,799	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 3,000 △ 60 △ 1,739	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
3 図書館費	336,627	△ 15,266	321,361			△15,266	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 6,000 △ 4,800 △ 4,466	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による

5 青少年健全育成費	18,672	△ 2,171	16,501				△960 (諸) △ 960	△1,211	12 委託料	△ 2,171	ユニバーサルキャンプ開催委託料
計	1,035,448	△ 22,236	1,013,212				△960	△21,276			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源	其 他			
1 保健体育総務費	104,047	122	104,169				122	920	人事異動等による
								△ 12	人事異動等による
								△ 786	東京2020オリンピック聖火リレー実行委員会負担金
3 学校給食センター運営費	749,876	△ 15,722	734,154				△15,722	△ 3,000	人事異動等による
								△ 1,060	人事異動等による
								△ 1,742	人事異動等による
計	1,668,482	△ 15,600	1,652,882				△15,600	△ 9,920	設計委託料

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	(655) 789	688,264	3,072,121	2,486,510	7,410,870	
補 正 前	(660) 795	688,264	3,117,421	2,504,988	7,512,211	
比 較	(△ 5) △ 6	0	△ 45,300	△ 18,478	△ 101,341	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びびんぱーとタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	80,520	111,948	267	195,859	754	158,385
補 正 前	80,520	111,948	267	198,577	754	158,385	42,949	
比 較	0	0	0	△ 2,718	0	0	0	

夜 間 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,922		74,623	44,042	430,500	803,897	534,844
7,922		74,623	44,042	419,500	830,657	534,844
0		0	0	11,000	△ 26,760	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	会計年度任用職員			
	その他の増減分			
給料	会計年度任用職員以外の職員			
	△ 45,300			
	給与改定に伴う増減			
	昇給に伴う増			
	その他の増減分	△ 45,300	退職・人事異動等に伴う減少	職員数の異動状況 補正後 723人 補正前 729人 比較 △ 6人
	採用・退職の状況等			採用者 人 退職者 人
	会計年度任用職員			
	その他の増減分			
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
	△ 18,478	制度改正に伴う増減	△ 13,340	期末手当 △ 13,340 千円
	その他の増減分	△ 5,138	退職・人事異動等に伴う減少	扶養手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 単身赴任手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 通勤手当 千円 地域手当 △ 2,718 千円 住居手当 千円 特殊勤務手当 千円 退職手当 11,000 千円 時間外勤務手当 千円 期末手当 △ 13,420 千円 休日勤務手当 千円 勤勉手当 千円
	会計年度任用職員			
	その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補正後	平均給料月額 (円)	324,580	324,925	324,520	309,615
	平均給与月額 (円)	398,422	422,293	375,347	347,912
	平均年齢 (歳)	42.7	41.6	43.0	49.6
補正前	平均給料月額 (円)	328,671	325,844	324,487	307,073
	平均給与月額 (円)	404,073	425,474	372,804	351,545
	平均年齢 (歳)	43.0	41.5	43.1	48.2

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	150,600	160,100	154,900	166,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	195,500	188,700		182,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教養職		技能職	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	(59) (11.5)	1級	(15) (11.3)	1級	(5) (10.2)	技能職 給料表	27
	2級	(62) (12.1)	2級	(16) (12.0)	2級	(5) (10.2)		
	3級	(73) (100.0)	3級	(25) (18.8)	3級	(10) (20.4)		
	4級	(112) (21.8)	4級	(45) (33.8)	4級	(12) (24.5)		
	5級	(47) (9.1)	5級	(7) (5.3)	5級	(5) (10.2)		
	6級	(53) (10.3)	6級	(16) (12.0)	6級	(4) (8.2)		
	7級	(48) (9.3)	7級	(7) (5.3)	7級	(8) (16.3)		
	8級	(15) (2.9)	8級	(2) (1.5)	8級	() ()		
	計	(73) (100.0)	計	(133) (100.0)	計	(49) (100.0)		
	補正前	1級	(59) (11.4)	1級	(15) (11.3)	1級		
2級		(62) (12.0)	2級	(20) (15.0)	2級	(7) (13.2)		
3級		(72) (100.0)	3級	(25) (18.8)	3級	(11) (20.8)		
4級		(111) (21.5)	4級	(42) (31.6)	4級	(10) (18.9)		
5級		(52) (10.1)	5級	(8) (6.0)	5級	(7) (13.2)		
6級		(52) (10.1)	6級	(15) (11.3)	6級	(4) (7.5)		
7級		(47) (9.1)	7級	(6) (4.5)	7級	(8) (15.1)		
8級		(15) (2.9)	8級	(2) (1.5)	8級	() ()		
計		(72) (100.0)	計	(133) (100.0)	計	(53) (100.0)		

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたものの。

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

工 昇 給

補 正 後	区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	723	514	133	49	27
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)	(人)	525	371	98	37	19
	2 号 給	(人)					
	4 号 給	(人)	525	371	98	37	19
補 正 前	6 号 給	(人)					
	8 号 給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	72.6	72.2	73.7	75.5	70.4
	職 員 数 (A)	(人)	729	517	133	53	26
補 正 前	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)	(人)	516	361	97	38	20
	2 号 給	(人)					
	4 号 給	(人)	516	361	97	38	20
	6 号 給	(人)					
補 正 前	8 号 給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	70.8	69.8	72.9	71.7	76.9

オ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(1.175) (1.175) (2.35) (有	
	2.250	2.200	4.45		
補 正 前	(1.175) (1.175) (2.35) (有	
	2.250	2.250	4.50		
国 の 制 度	(1.175) (1.175) (2.35) (有	
	2.250	2.200	4.45		

※ () 内 は、再任用職員に係る支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	723
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.2	0.0	0.1	2.7	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	12.7	1.8	32.3	75.5	11.1
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

令和 2 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 0 2, 4 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		334,813	440	335,253
	1 一般会計繰入金	334,813	440	335,253
7 国庫支出金		0	110	110
	1 国庫補助金	0	110	110
歳 入 合 計		2,201,883	550	2,202,433

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		43,528	550	44,078
	1 総務管理費	43,528	550	44,078
歳 出 合 計		2,201,883	550	2,202,433

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	334,813	440	335,253	1 事務費繰入金	440	
計	334,813	440	335,253			

[単位 千円]

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	110	110	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	110	
計	0	110	110			

[単位 千円]

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特種	財源				
					国庫支出金	地方債			
1 一般管理費	40,987	550	41,537	110 (国補)	440 (繰入)	440	12 委託料	550	後期高齢者医療システム等委託料
計	43,528	550	44,078	110	440	440			

[単位 千円]

議案第 88 号

令和 2 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 4 回）

第 1 条 令和 2 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業収益	1,252,137 千円	69,309 千円	1,321,446 千円
第 2 項 医業外収益	1,164,206 千円	69,309 千円	1,233,515 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業費用	1,162,734 千円	69,309 千円	1,232,043 千円
第 1 項 医業費用	1,135,101 千円	69,309 千円	1,204,410 千円

第 3 条 予算第 7 条中「642,303 千円」を「711,612 千円」に改める。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度 生駒市病院事業会計補正予算（第4回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		1,252,137	69,309	1,321,446	
	2	医 業 外 収 益	1,164,206	69,309	1,233,515	
		2 他 会 計 補 助 金	645,365	69,309	714,674	一 般 会 計 補 助 金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 費 用		1,162,734	69,309	1,232,043	
	1	医 業 費 用	1,135,101	69,309	1,204,410	
		2 経 費	726,932	69,309	796,241	交 付 金

令和2年度 生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	88,130
減価償却費	386,654
賞与引当金の増加・減少額(△)	228
長期前受金戻入額	△98,163
受取利息及び配当金	△10
支払利息及び企業債取扱諸費	13,699
未収金の増加(△)・減少額	△265,696
未払金の増加・減少額(△)	268,458
<hr/>	
小計	393,300
受取利息及び配当金の受取額	10
支払利息及び企業債取扱諸費の支払額	△13,503
<hr/>	
業務活動によるキャッシュ・フロー	379,807

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△22,727
補助金、負担金等による収入	267,856
<hr/>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	245,129

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△983,276
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	340,000
<hr/>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△643,276
資金増減額	△18,340
資金期首残高	121,675
<hr/>	
資金期末残高	103,335

令和2年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 建 物	4,907,670		
	減価償却累計額	<u>△ 901,256</u>	4,006,414	
	ロ 建物附属設備	3,655,194		
	減価償却累計額	<u>△ 1,333,843</u>	2,321,351	
	ハ 工具器具及び備品	7,989		
	減価償却累計額	<u>△ 4,313</u>	3,676	
	有形固定資産合計			6,331,441
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ ソフトウェア		178	
	ロ 水道施設利用権		<u>5,825</u>	
	無形固定資産合計			<u>6,003</u>
	固 定 資 産 合 計			<u>6,337,444</u>
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		103,335	
	(2) 未 収 金		<u>272,404</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>375,739</u>
	資 産 合 計			<u><u>6,713,183</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債		2,633,852	
(2)	他会計借入金			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	2,712,324		
ロ	その他長期借入金	<u>151,824</u>		
	他会計借入金合計		<u>2,864,148</u>	
	固定負債合計			<u>5,498,000</u>
4	流動負債			
(1)	企業債		985,509	
(2)	未払金		287,374	
(3)	引当金		1,908	
(4)	その他流動負債		<u>200</u>	
	流動負債合計			<u>1,274,991</u>
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		1,337,158	
(2)	長期前受金収益化累計額		<u>△ 562,877</u>	
	繰延収益合計			<u>774,281</u>
	負債合計			<u>7,547,272</u>

資本の部

6	資本金			
(1)	資本金			200,000
7	剰余金			
(1)	利益剰余金			
イ	当年度未処理欠損金	<u>1,034,089</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 1,034,089</u>	
	剰余金合計			<u>△ 1,034,089</u>
	資本合計			<u>△ 834,089</u>
	負債資本合計			<u><u>6,713,183</u></u>

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超

える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第3項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。)」」を「とする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円)」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 90 号

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正
する条例

(生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第2条 生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定す

る平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に、「この条」を「この項」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)」が」に、「附則第7条第1項」を「附則第7条第2項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市介護保険条例附則第7条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金額について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金額については、なお従前の例による。

議案第 91 号

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年 3 月生駒市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改め、「介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する」を削り、「第 5 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、附則に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 5 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 3 1 日までに法第 4 6 条第 1 項の指定

を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項の」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

財産の取得の変更について

下記のとおり財産の取得の変更をすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 児童生徒用情報端末
- 2 取得価格
 - (1) 変更前 506,199,375円
 - (2) 変更後 506,088,000円
- 3 契約の相手方 奈良市高天町10番地の1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門英也
- 4 契約の方法 随意契約

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンター I S T A はばたき及び芸術会館美楽来

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

よしもと・南海共同事業体

構成団体（代表） 株式会社よしもとデベロップメンツ

大阪市中央区難波千日前11番6号

構成団体 南海ビルサービス株式会社

大阪市中央区難波5丁目1番60号

構成団体 株式会社よしもとブロードエンタテインメント

大阪市中央区難波千日前11番6号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
やまびこホール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
やまびこホール管理組合
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市デイサービスセンター幸楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
生駒市元町1丁目6番12号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市デイサービスセンター寿楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
生駒市元町2丁目14番8号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU—RAKUはうすの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

RAKU—RAKUはうす

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

ミディ総合管理株式会社

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷄の杜倭苑の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

金鷄の杜 倭苑

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日経サービス 奈良支店

奈良市三条大路1丁目10番-20-201号

- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護老人保健施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市介護老人保健施設 やすらぎの杜優楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
特定医療法人 仁悠会
大阪府堺市北区東三国ヶ丘町4丁1番25号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場及び生駒駅南自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 生駒市シルバー人材センター

生駒市北田原町2476番8

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場及びベルテラスいこま自動車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

ミディ総合管理株式会社

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史